

国住昇第29号  
平成28年11月21日

(一社)日本ビルディング協会連合会会長 殿

国土交通省住宅局建築指導課

昇降機等事故調査室長



エレベーターにおけるブレーキ等の安全確保及び事故情報の速やかな報告について

先般、平成27年6月22日に東京都豊島区内に設置されたエレベーターにおいて発生した事故について、国土交通省社会資本整備審議会昇降機等事故調査部会による事故調査報告書がとりまとめられました。

当該報告書では、事故原因として、ディスク式(クラッチ式)ブレーキの巻上機のブレーキが、部材の組合せによって、パッドの摩耗により制動ばね力が低下し、かごを保持できなくなつたためと指摘され、開発・設計段階での検討、摩耗粉の点検、重要な部位の損傷などの事象の速やかな報告等の対応を求めています。

貴職におかれましては、下記の点について、ご理解・ご協力を願いするともに貴会員に対し周知いただきますようお願いします。

### 記

#### 1. 事故情報の速やかな報告について

事故発生時に、人的被害がない場合でも、戸開走行や突き上げ・突き下げといった重大な事故につながる事象が発生している場合には、再発防止の観点から発生直後に調査を行う必要があることから、速やかに特定行政庁に報告されるよう、別添2の平成24年3月6日付国住昇第19号「昇降機、遊戯施設に係る事故防止のための対応の運用について」(以下、「平成24年第19号通知」という。)等において、報告を必要とする範囲を定めているところである。

しかしながら、エレベーターの所有者や管理者(以下、「所有者等」という。)は、発生した事象について、こうした重大事故につながる事象かどうか判断が難しいことも考えられる。貴職におかれましては、エレベーターに関する知見を有する当該エレベーターの保守・点検を委託している保守管理業者と、契約時、保守契約の機会、保守点検結果の報告機会等を活用し、事故発生時の報告手順等について調整されたい旨を周知すること。なお、所有者等から報告を受けた特定行政庁は、個人情報の取扱いに十分注意することとなっていることを申し添える。

また、事故発生時の報告に際して、平成28年2月19日に公表した「昇降機の適切な維持管理に関する指針」第二章第3.2にある機器の異常等が原因である可能性の人身事故に相当する場合とは、平成24年第19号通知の2. 国土交通省への情報提供の

対象となる昇降機等に係る人身事故以外の事故・不具合の範囲であることに留意するとともに、同通知の1. 国土交通省への情報提供の対象となる昇降機等に係る人身事故の範囲において、傷病程度が「重症」又は「中等症」である場合は、治療期間が30日未満であると見込まれる場合を除き、「重傷」として扱い、国土交通省への情報提供の対象として取扱うこと。

※ 当該報告書の掲載先

[http://www.mlit.go.jp/report/press/house05\\_hh\\_000640.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000640.html)

※ 「昇降機の適切な維持管理に関する指針」の掲載先

[http://www.mlit.go.jp/report/press/house05\\_hh\\_000607.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000607.html)